

を置かしむ。その僧は便ち越前の國分寺僧二十口の内に分削す」とあるもの即ち是で、講師は法會に際し經文の講説を司るものであり、毎國分寺一人の定制であるが、僧は二十口であるべきを縮少したのである。次いで文德天皇齊衡二年五月十六日の條に、加賀國の國分寺に布薩戒本田二町を置くとあるは、在來の國分寺料以外に増給したのである。又法會の時經名・經文を讀上げる講師があつて附業の人を任ずるわけだが、加賀の國分寺にそれがなかつたから、延喜三年六月二十日の太政官符によつて之を置いたことは、類聚三代格に見える。國分寺の位置は通常國衙に近接するものだが、加賀の國分寺址は今の能美郡古府なる古濱の八幡社地であると傳へられ、越登賀三州志には、源平盛衰記鶴河合戦の條に、入院四社の衆徒二十餘人國分寺に會したとあるを引用して、安元の頃尙この伽藍があつたのだらうと言つてゐる。而して吉田東伍博士が『古代の加賀と國府』に、今の能美郡高堂が由ありげな地名であるとして、國分寺の所在でなかつたかと疑うたは、單に揣摩に過ぎざるべく、又石川郡玉鉾の高照寺が國分寺址なることを主張するものもある、固より何等根據がない。

(一)能登の國分寺—能登も亦天平寶字元年の再置國に至つて國分寺を定める必要があつたが、その後加賀と同じく定額寺を以て代用したことは、仁明天皇承和十年十二月朔、能登國郡内(部内)か定額大興寺を以て始めて國分寺と爲すところによつて知られる。而してこの國分寺を創建するに至つた事情は、文德實錄齊衡三年九月十三日の條に載せた春枝王小傳によつて略明らかである。是によれば、春枝王の能登守となつた當時はその地累年荒廢し、百姓煩擾したが、王が國に到つて三年に及ぶ比には漸く興復したから、上請して定額大興寺を以て國分光明寺としたといふのである。但しこゝに春枝王の在任三年後にこの事があつたとするは誤で、王の任官は承和十年正月、國分寺の創立のこの定まつたのは同年十二月朔であつたのである。蓋し春枝王は素より敦く佛教を崇んだから、佛力によつて治國の功を擧げんと期したのかも知れぬ。翌十一年二月三日、能登國分寺の講師を停めて講師を給するの請を許された。續日本紀この時の文に、『能登國言す。去年十月十七日の官符に依りて定額寺を以て國分寺と爲し訖ぬ。』とあつて、十年十二月朔に國分寺を置くとになつた前文と抵牾してゐる。十月十七日は十二月十七日の誤脱で、官符の能登國府に着した日であるかも知れぬ。能登國分寺の僧員の十口であつたことは、之を延喜式玄蕃寮の條によつて知られる。貞觀五年二月廿一日能登國始めて國分寺に布薩戒本田三町を置いた。元慶六年十月廿五日能登國金光明寺激雷廻慶に遭ひ、堂舎多く壞れたから、三寶に通ずる布薩額一萬七千三百六束三把二分を充て、修理せしめたと三代實錄に見えるも、亦この寺のことである。次いで延喜三年三月廿日の官符によつて講師を置くと至つた事情は加賀と同じ。能登生國玉比古神社に、天文元年八月守護島山氏が、米一石を國分寺に寄進したとあるから、その比はまだ寺號が残つてゐたと見える。能登國分寺の遺地は、鹿島郡國分に在つて、今路傍に塔の礎石と、水田

中に若干の礎石群及び石礫の堆積を存する。塔礎の長徑一米八七、短徑一米二七、地上に露出すること七五釐、中央に徑二八釐、深さ一一釐の圓孔がある。

(二)國分尼寺—加賀・能登二國の國分尼寺に就いては、その記事の史籍に徴すべきなく、地名の因つて辨ぬべきものもない。蓋しこの國に在つては、僧寺の創設すら困難であつた爲に、在來の寺院を代用した點から考へても、尼寺を經營する機會は遂になかつたのであらう。

コクボ 小窪 羽咋郡藤懸郷に屬する部落。

コクマ 小熊 ムン 河北郡英田郷に屬する部落。

コクモン 獄門 藩政時代に、獄門又は梟首は、追刺・追落をした者、家宅に侵入し人を縛して窃盜した者、代官の下吏にして過分の私曲を働いた者、山廻の吏にして多數の松樹を斫伐した者、肝煎にして隱田を爲した者、女子の男子に扮して關外に出た者、船頭の業務上私曲をなした者、窃盜の罪を累ねた者、士人の娘に密通した者、僧侶にして師匠の物を盗み女犯破戒した者、人家の毀壞に加りて不届を働きたる者、米仲買にして過分の引負をなした者、主人に對し申懸りの訴狀を提出した者、子を捨てた者、主筋の人を殺害せんとした者、遺恨を以て主を殺害し自害を仕損じた者、米穀を領外に密賣した者、輕罪にして士人を毆打した者等、凡べて一般の鑑戒たらしむる要あるものに科し、郊端の刑法場で斬首した後之を梟したのである。梟首の場は建てられた木札を乘札といひ、數日の後首は取捨てるが、乘札は尙數十日之を其の儘にし

て置いた。

コクラクジ 極樂寺 金澤野田寺町に在つて、安養山と號し、淨土宗に屬する。寺院來歴記に、天正年中前田利長の越中守山に在城した頃からその地の極樂寺に歸依した。依りて慶長四年金澤に入城した後、その住職才蓮社哲嬰を召寄せられ、元和元年泉野に今の寺地千五百歩を賜はつて佛寺を造立し、安養山極樂寺と號した。哲嬰は文祿三年三月上京參内して紫衣勅許を蒙り、加賀一國中淨土宗寺院の觸頭を勤めたとある。

コクラクジ 極樂寺 江沼郡北濱に屬する部落。古へ極樂寺があつたから山名となつた。江沼志稿に、江州國友鐵炮の色付は、この領山の土を以てしたのでなければ幕府に納らぬといふので、先年からの之を遣はずとある。

コクラクジ 極樂寺 江沼郡極樂寺(部落名)にあつた寺院。白山記の白山五院に、柏野・温泉寺・極樂寺・小野坂・大聖寺とあるものはである。源平盛衰記壽永二年の條に極樂林と見えるものは、極樂寺の所在であらう。江沼志稿に、村の西池塘のある所を坊々といふもの即ちその寺址であるといつてゐる。極樂寺は山口宗永の祈願寺であつたと傳へる。

コクラクジ 極樂寺 江沼郡極樂寺(部落名)に在つて、眞宗東派に屬する。明治十三年寺號公稱の許可を得た。

コクラクジ 極樂寺 石川郡宮永に在つて、眞宗東派に屬する。

コクラクジ 極樂寺 羽咋郡吉田(今の南吉田)に在つて、眞宗東派に屬する。